

北海道枝幸高等学校  
いじめ防止基本方針

枝  
幸  
高

令和 8 年 4 月

北海道枝幸高等学校

# 北海道枝幸高等学校いじめ防止基本方針

## 1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための『学校いじめ防止基本方針』（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2. いじめの定義

『いじめ』とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3. いじめの問題に関する基本的な認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

<いじめに対する基本姿勢>

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識を持つ
- 「いじめはいじめる側が悪い」という認識を持つ
- 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という危機意識を持つ
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ
- 「いじめられている生徒を最後まで守りぬく」という信念を持つ

<いじめに対する認識>

- いじめは、個人の人権を否定する問題である。
- いじめは、学校・家庭・関係諸機関が一体となって取り組むことが必要な問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している問題である。
- いじめは、学校の指導の在り方が問われる問題である。

#### <いじめの構造>

いじめに関わる構造は、いじめを受ける「被害者」及びいじめを企ていじめを行う「加害者」と、それを取り巻き、いじめをはやし立てる「観衆」、見て見ぬ振りをする「傍観者」等で構成される。

#### <いじめの動機>

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

#### <いじめの態様>

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- 悪口を言う・あざける・落書き・物損・集団での無視・陰口・避ける・ぶつかる・小突く・命令・脅し・性的辱め・部活動中のいじめ・メール等による誹謗中傷・噂流し・授業中のからかい・仲間はずれ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走り 等

#### <いじめの問題性>

- いじめ自体の陰湿性から教師や保護者に見えにくく、執拗に繰り返される。
- いじめられる側の生徒は、訴えることができないことが多い。
- いじめは巧妙に偽装され、いじめる側の罪悪感が薄い。
- いじめられる側、いじめる側双方の人格形成に「歪み」をもたらす。

## 4. いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 いじめ防止委員会の設置

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組みを以下の通りとする。

別紙2 いじめ対策委員会の設置

### (3) PDCA サイクルの確立

生徒一人一人が安心して学校生活をおくれる学校組織とするため、定期的にいじめ防止・予防の指導体制・組織的対応に係る項目などをPDCAサイクルを用いて検証する。

## 5. いじめの予防・早期発見のための取り組み

### <いじめの予防>

いじめの未然防止を図るには、いじめ問題を学級担任・部活動顧問などだけで対応せず、教職員それぞれの役割を明確にして組織的に対応する校内体制確立が必要である。また、学校においては教育活動全体を通して、自己有用間や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

#### (1) 学業指導の充実 ～わかる授業づくり～

- 規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ボランティア活動の充実

#### (3) 教育相談の充実

- 個別面談の実施（随時）

#### (4) 人権教育の充実

- 人権意識の高揚
- 講演会等の開催

#### (5) 情報教育の充実

- 教科「情報」におけるモラル教育の充実

#### (6) 保護者・地域との連携

- いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- 学校公開の実施

### \*各職員の対応例

【生徒指導担当者】 生徒指導の具体的な方針を示す

【学 年 団】 学年・クラスにおける生徒の様子に目を配り、いじめの早期発見に努める

【担 任】 望ましい学級集団づくりに努めると共に、生徒の様子に目を配る

【教 科 担 任】 指導の工夫改善をすると共に、生徒指導の機能を生かした授業展開に努める

【養 護 教 諭】 教育相談の充実を図る

把握した情報は、秘密を厳守した上で、正確に担任・校長・教頭等に伝える  
信頼され安心できる保健室・相談室の雰囲気づくりに努める

### <いじめの早期発見>

いじめのサインは、いじめを受けている生徒本人からも、いじめている生徒の側からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが必要である。そして、いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

#### (1) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(2) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

(3) 相談体制の整備

- 相談窓口の設置、周知
- 面談の定期的実施

(4) 定期的調査の実施

- アンケートの実施（5月・11月）

(5) 情報の共有

- 報告経路の明示、報告の徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の引継ぎ

## 6. いじめへの対応

### <いじめを受けた生徒への対応>

いじめを受けている生徒には、いじめの解決に向けて様々な取組みを進めつつ、生徒の立場で、共感的な理解に努めることが大切です。特に、いじめを受けている生徒を最後まで守りとおすという姿勢を持って対応するなど、信頼関係を改めて築くことが大切です。

#### ◎対応のポイント

- いじめの事実関係を正確に把握する。
- いじめを受けた生徒の安全を確保すると共に、全面的な支援（心のケア）をする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめを受けた生徒を支援する体制を整える。
- いじめを受けた生徒のホームルームおよび集団への適応を促進する。

#### ◎好ましくない対応の例

- いじめの存在に気付かない
  - 本人がいじめを告白しないと、いじめは分からない
  - いじめられているように見えなかった・・・楽しそうにしていた
- いじめの深刻さに気付かない
  - 「いじめられたほうにも問題がある」、「私たちの子どもたちにも、いじめはあった」などのいじめを軽視する発言
- 否定意識を持つ
  - やられたらやりかえしてこい
  - 反抗できないやつが悪い
  - はっきり言って迷惑だ（真相を究明しようとする被害者家族の訴えに対して）
- 早急な直接対決をさせる
  - どちらの言い分が正しいかを決める（教師が裁判官になる）
  - 十分な事実確認や指導が行われないうまま、当事者同士を話し合わせる

### <いじめたとされる生徒への対応>

いじめている生徒に対しては、心理的な孤独感・疎外感を与えることが無いように一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やそれが他人の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるように教育的指導を行う事が大切である。

### ◎対応のポイント

- いじめの事実経過を、複数の教師で確認する。
- 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝える。
- いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。
- 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

### ◎指導の留意点

- 「冷やかし」「からかい」への対応

発達上の個人差や性格、行動等を口実にしている場合が多いと思われる。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れず、教師が見過ごしてしまう事もある。そのため、いじめている生徒も、自分がいじているという認識が希薄になりがちである。

したがって、指導にあたっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させると共に、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを理解させることが必要である。

- 「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしている場合が多いと思われる。いじている生徒の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張する。制裁の手段としての意識も強く、いじているという認識が全くない場合もある。また、加害者・被害者の立場が逆転しやすいのも特徴である。

指導にあたっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し、受容すること。その上で、よりよい解決策を導き出すことが必要である。

- 「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応

力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられる。「言葉での脅し」「たかり」は「恐喝」であり、「暴力」は「暴行・傷害」である。刑法に触れる犯罪行為は、たとえ生徒であっても許されることではない。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることも少なくない。

したがって、指導にあたっては、停学等の懲戒処分を含めた毅然とした対応をすることが必要である。また、場合によっては、警察等関係機関と連携した対応が求められる。

- 自己中心的な言い分や主張に教師も巻き込まれることのないよう、いじめの状況を客観的に理解することが大切である。
- 心から謝罪させる。形式的な謝罪や仲直りは意味がない。
- 孤独感、欲求不満、嫌悪感、反発など様々な気持ちが重なり合っていることが多い。いじている生徒一人一人の心理を受けとめながら個別の指導にあたる。

#### ◎好ましくない対応の例

- クラスでいじている生徒を前にして「お前が悪い！」と非難する。
- 見せしめの体罰を与える。
- 命令口調、過去を引き合いに出す。
- 追い詰めたり、問い詰めたりする。
- 兄弟等と比較する。
- 教師一人の価値観や体験でいじめかどうかを判断する。
- 被害者から「何もしないでほしい」と要請されたことを理由に、いじめた生徒へ対応しない

#### <周囲の生徒に対しての対応>

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がってながめたり、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりしてだれにも発信しない生徒が多いことが指摘されている。いじめの問題は、加害者・被害者の関係生徒だけではなく、このような周囲の生徒に対しても適切に指導することが必要である。

#### ◎周囲の生徒に対する指導の3つのポイント

- 全員が当事者であることを理解させる。
  - いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させると共に、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要である。
- 共感的人間関係づくりに努める。
  - 違いを認め、尊重しあう共感的人間関係を作ることが大切である。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要である。
- 自己存在感が味わえるホームルーム経営に努める。
  - 生徒一人一人に活躍の場を作ることが大切である。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がける。

### “ホームルーム活動等の時間を充実させる”

- ホームルーム活動
  - いじめを題材とした活動やロールプレイングなどを、発達段階に応じて行う。
  - 体育的・文化的活動の中で、一人一人の生徒の存在感やホームルームの連帯感を育む。
- その他
  - 全教師の連携協力のもと、自分自身のあるべき姿等について生徒自らが考え、自覚を深めることができるような工夫をした道徳教育を行っていく。

## 7. 保護者への対応

### <保護者対応>

#### ◎保護者対応の留意事項

##### ○一次対応（緊急対応）

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡する。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝える。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。

##### ○二次対応（短期対応）

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。双方の保護者に寄り添う態度で臨む。
- 加害者・被害者に関わらず、誠意をもって対応し、共同して問題解決を図る。

##### ○三次対応（長期対応）

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼する。

\*問題の深刻さや他の生徒への影響を考慮して、ホームルームや学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられる。

#### 被害生徒の保護者への対応

わが子がいじめを受けて辛い思いをしていることを知ったときの**保護者の心情を十分理解して、少しでも安心感を与えられるように配慮し誠意ある対応**することが大切である。

新しい事実がわかったときや学校の指導方針は逐次報告する。学校での様子や家庭での生活についても**情報を交換し**、いじめを受けた生徒の**変容を把握**するよう努める。

#### 加害生徒の保護者への対応

事実関係及び今後の学校としての対応や指導の内容・方法を、速やかに面談し、**正確に丁寧に直接伝える**。

問題の発生を生徒の成長の契機と捉え、保護者との**信頼関係**を築きながら、**協働して問題の解決**にあたる。暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要である。

#### 他の生徒の保護者への対応

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないよう、十分な対応・配慮を行う。

説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分に配慮する。

- それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応する。
- 保護者と直接あって、事実を正確に伝える。
- できるかぎり、管理職・学年主任等、複数で対応する。
- 一回限りとせず、保護者との情報交換を継続し、誠意を伝える努力をする。
- 伝えるべき内容は、わかりやすい言葉で明確に自信を持って行う。

## 8. 保護者会の開催

いじめ問題の早期解決を図るには、保護者との連携が必要である。場合によっては、保護者会を開催することも求められる。

### <保護者会の開催が必要な場合>

- 一人の生徒を長期にわたって学級の多くの生徒がいじめしており、学級全体の意識を変える必要がある場合
- 金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合
- いじめることを面白がる感情が学級全体に広がっている場合
- 保護者間で、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を得る必要がある場合

### <説明する内容>

- いじめの概要と事実経過
- 解決に向けて学校として指導してきた経緯等
- 今後の指導方針
- 保護者への依頼事項等

#### \*説明内容のチェックポイント

- 内容の正確さ
- 個人情報への配慮
- 情報の過不足
- その他

### <保護者に協力を依頼すること>

- いじめについて子どもと話し合う機会を持つ
  - 子どもの内面の変化や人間関係について一層気を配るように依頼する。
  - 子ども自身を見つめさせたり、生き方を考えさせ、子どものよりよい成長を促すように努める
- 規範意識を育てる
  - 「いじめは決して許されない」という認識を学校と家庭が協力して育てていくよう、保護者の理解を得る

### <保護者会を開催するうえでの留意事項>

- 実施の時期を見極める
  - 関係した生徒の保護者への対応を十分に行い、学校の解決策に理解が得られたことを見極める。
- 関係した生徒の保護者に、事前に会のねらいを説明しておく
  - 保護者会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、学級の生徒への必要な支援を学校と家庭が協力しておこなうことにあることを説明し、理解を図る。
- 組織的な対応
  - 校長や教頭、生徒指導担当者、学年部など複数の教職員で対応する。場合によっては、PTA 会長等の同席を求め、今後の取り組みに PTA との連携をお願いする。

## 9. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断なすこと。また、見極めに当たっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断すること。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行い、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。

## 10. 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

### (1) 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導・保護者への対応方法
- 関係機関との調整

### (2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる
- 犯罪等の違法行為がある場合

### (3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導、助言
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

### (4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導、助言

## 1 1. ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

#### ①保護者の啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

#### ②情報教育の充実

- 教科「情報」における情報モラル教育の充実

#### ③ネット社会についての講話の実施

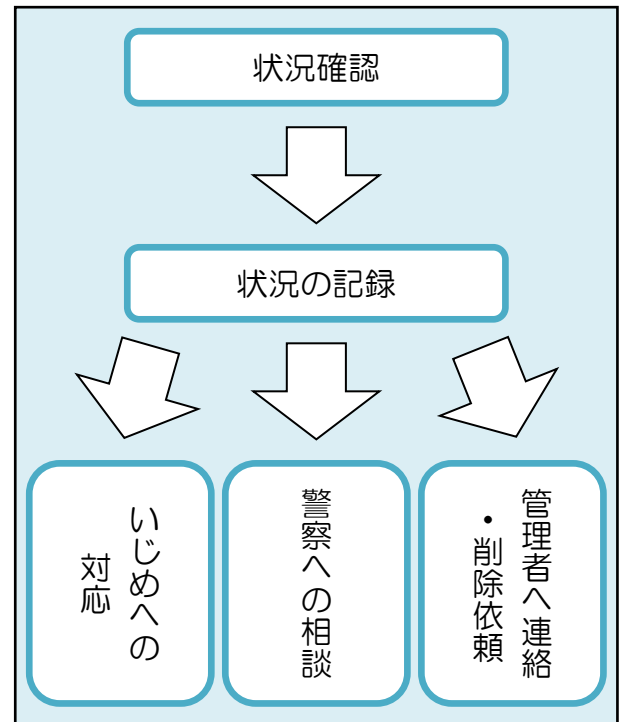
### (3) ネットいじめへの対処

#### ①ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

#### ②不当な書き込みへの対処

- 右図参照



## 1 2. 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

②生徒が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている。

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

### (3) 道北支援チーム員の支援を受けて解決にあたる。

- 会議等への参加による直接的支援
- 電話、メール等を利用した間接的支援

別紙1

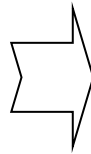
日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しの良い職場環境
- ・保護者地域等との連携

いじめ未然防止委員会〔定期開催〕

- ・学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針

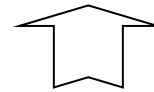


結果報告

↓  
教育委員会

緊急対応

↓  
いじめ未然防止委員会



未然防止

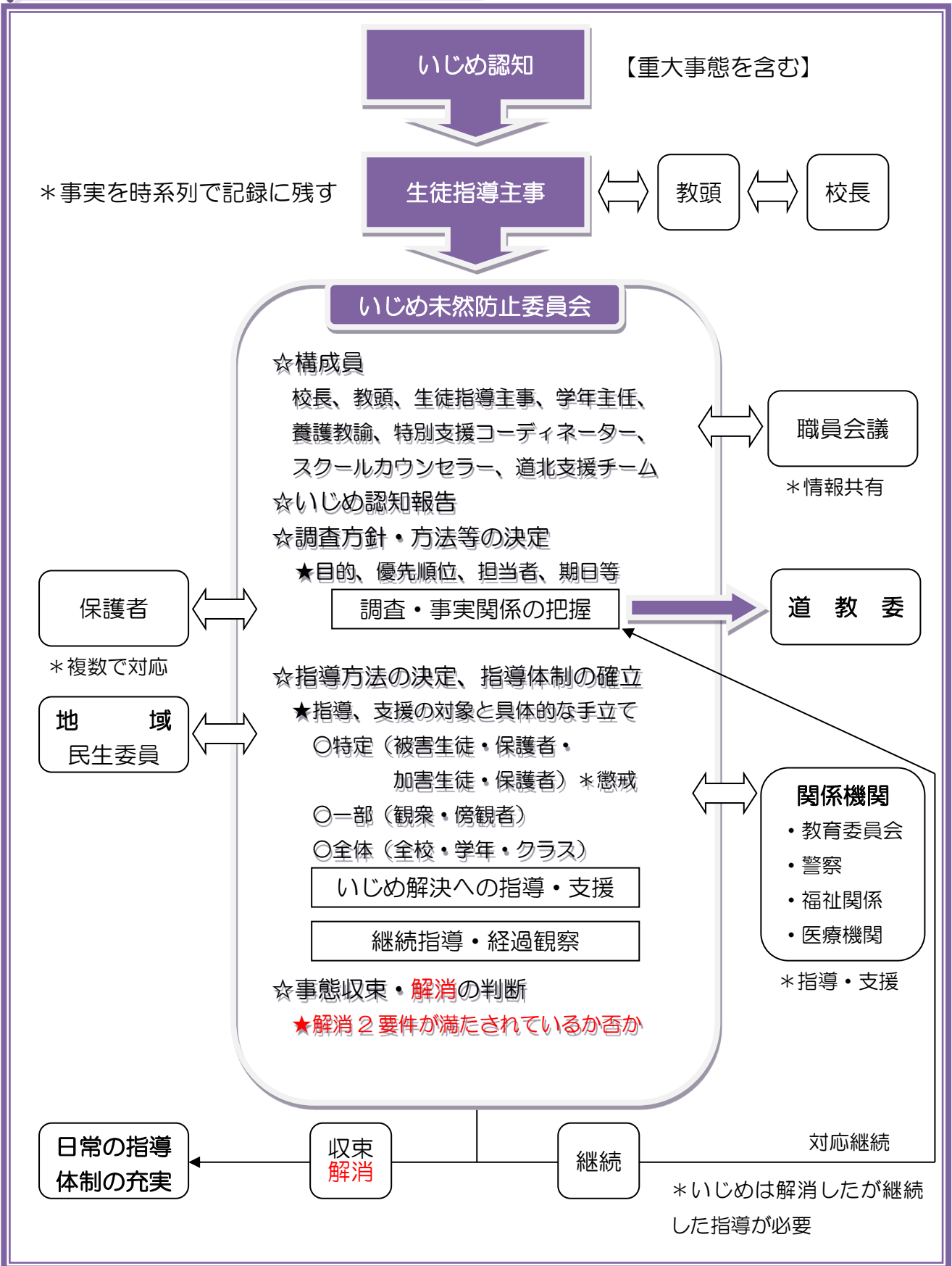
- ☆学業指導の充実
  - ・学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ☆特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- ☆教育相談の充実
  - ・面談の定期開催
  - ・スクールカウンセラーの配置
- ☆人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・講演会等の開催
- ☆情報教育の充実
- ☆保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知

早期発見

- ☆情報の収集
  - ・教員の観察による気づき
  - ・養護教諭からの情報
  - ・相談、訴え（生徒、保護者、地域等）
  - ・アンケートの実施（定期）
  - ・各種調査の実施
  - ・面談の定期開催（生徒・保護者等）
- ☆相談窓口の確立
  - ・相談窓口の設置、周知
- ☆情報の共有
  - ・報告経路の明示、報告の徹底
  - ・職員会議、学年会議での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・進級時の引継ぎ

別紙2

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



### 別紙3

#### いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書、ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 ようのない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりする。 一人で清掃している。
放課後等	あわてて下校する。または、用事もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片づけをしている。

#### いじめている生徒のサイン

いじめている生徒いることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

## 別紙4

### 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	嫌なあだ名が聞こえる 席替えなどで近くの席になることを嫌がる 何か起こると特定の生徒の名前が出る 筆記用具等の貸し借りが多い
	壁等にいたずら、落書きがある 机や椅子、教材等が乱雑になっている

### 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
	学校や友人のことを話さなくなる 友人やクラスの不平等・不満を口にするが多くなる 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする 不審な電話やメールがあったりする 遊ぶ相手が急に変わる 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある 登下校時刻になると体調不良を訴える 食欲不振・不眠を訴える
	学習時間が減る 成績が下がる
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする 自転車がよくパンクする 家庭の品物、金銭がなくなる 大きな額の金銭をほしがる

## 別紙5

### いじめ防止教育の全体計画

#### 【関連法令】

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学校教育法
- いじめ防止対策推進法

#### 【道教委資料】

- 北海道いじめ防止に関する条例
- 北海道いじめ防止基本方針改訂版(令和5年3月)

#### 【各教科・科目における関連】

- 1 国語  
日本語を的確に理解し、表現する能力を高めるとともに、思考力を育て、心情豊かにする。
- 2 地歴・公民  
日本及び世界の歴史・文化・伝統についての知識を深めるとともに、人間としての在り方生き方について考え、自ら考える力を育成する。
- 3 数学  
数学的な見方や考え方を身につけることにより、秩序ある生活や真実を追究する態度を育成する。
- 4 理科  
自然現象に興味を持って観察し、その中に潜む法則性に気づき、科学的な見方や考え方を育成する。
- 5 保健体育  
生涯を通じて自主的、継続的に運動を実践する態度、能力を育成するとともに、心身の育成と健康の自己管理能力の向上についての理解を深める。
- 6 芸術  
芸術の幅広い活動を通じて、芸術を愛好する心情を育て、感性を高め、豊かな情操を育成する。
- 7 英語  
基本事項の定着を徹底し、読む・書く・話す・聞くの4技能をバランスよく指導しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や異文化を理解し尊重する態度を育成する。
- 8 家庭  
衣食住、家族、保育に関する基礎的・基本的な知識と技術を家庭経営の立場から総合的・体験的に習得させ、家庭生活・社会生活の充実向上を図る能力と態度を育成する。
- 9 情報・商業  
コンピュータに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、情報化社会で実践できる能力と態度を育成する。また、ビジネス活動に参画する態度や実践力を育成する。

#### 【学校教育目標】

- 「よく生きること」を実践的に探究する力を養う。
- 1 広く学び、深く考え、自ら行動する人を育てる。
  - 2 自他の人格を尊重し、心豊かな人を育てる。
  - 3 前を向き、挑戦し、よりよい社会を創る人を育てる。

#### 【いじめ防止教育の推進】

- 1 基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め、社会に貢献する意欲的な態度を育成する。
- 2 自他の生命を尊重し、思いやりある生徒を育成する。
- 3 目標を持ち、向上の意欲を持って自己実現に取り組む生徒を育成する。
- 4 奉仕の精神をもって地域社会に貢献する態度を育成する。
- 5 学習活動や体験活動を通じて、自己の在り方生き方について考え、主体的に生きる態度を育成する。

#### 【社会の要請・地域や生徒の実態等】

- 1 基礎的・基本的な学力の習得に努める。
- 2 身だしなみやマナー、モラル指導を徹底し、社会性や規範意識の高揚を図る。
- 3 青少年健全育成のために地域と連携を図ることで、学校と地域の交流に努める。
- 4 清掃やボランティア活動など校外における奉仕活動や体験活動を継続実施する。
- 5 地域の人材や教育施設の積極的な活用を継続する。

#### 【総合的な探究の時間】

- 1 各教科・科目及び特別活動の横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して身につけた知識や技能等を関連付け、自己の在り方生き方について考えさせる。
- 2 地域学習などの体験学習を通して、自ら問題を見つけ、自ら学び、自ら考えた主体的な判断で、より良く問題を解決する力を育成し、自己の将来の進路選択を含め人間としての在り方生き方について考えさせる。

#### 【生徒指導等における関連】

- 1 マナー指導、身だしなみ指導、遅刻防止指導等を通して、基本的な生活習慣を確立させる。
- 2 校内・校外の交通マナー指導や講演会等を通して、安全教育の充実を図る。

#### 【家庭・地域との連携】

- 1 家庭の連携については、日常的に連絡を密にしながら、生徒の状況について電話や家庭訪問を活用しながら周知するとともに、相談し合える関係を築く。
- 2 枝幸町の様々な行事等に本校の部活動や生徒会を派遣し、地域との信頼関係を図りながら、地域からの意見や要望にも耳を傾け学校改善に活かす。

#### 【いじめ防止教育の推進体制】

- 1 教務部  
・各分掌・学年・教科間の機能的な運営を図るとともに、PTA、地域との連携・協力を通していじめ防止に努める。  
・「確かな学力」を育成するため、学習目標を設定し、生徒の基礎学力の定着を図り、わかる授業を目指す。  
・図書館利用指導の活発化及び読書指導の充実にも努め、感受性を高めることでいじめ防止につなげる。
- 2 生徒指導部  
・いじめについて生徒に理解させ、社会規範を身につけさせるとともに、安全で生徒が安心して学校生活を送ることができる環境をつくる。  
・生徒会・各種委員会を活性化させ、いじめ防止を宣言するための活動を推進する。  
・生徒の健康を管理し、健康や安全に対する意識の高揚を図るとともに、教育相談活動の推進を図る。
- 3 進路指導部  
人生設計の中での進路選択の位置づけを理解・自覚させ、主体的に取り組む姿勢を育成する。

#### 【特別活動】

- 1 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
- 2 ボランティア活動などの体験活動や見学旅行などの行事を取り入れ、生徒一人一人が集団や社会とのかかわりの中で、自分自身の在り方生き方を考えさせる。

#### 【学習環境の充実】

- 心情豊かな人間を育成するための講演会、体験活動、奉仕活動を展開するにあたって、積極的に地域社会やPTAに協力を依頼する。その結果をWebページやPTAだよりなどで公開する。

#### 【異校種との連携】

- 1 高大連携事業  
大学の出前授業の実施
- 2 大学・専門学校連携事業  
分野別進路説明会の実施
- 3 インターンシップ
- 4 学校説明会(中学生、教職員、保護者)
- 5 中学校出前授業
- 6 特別支援学校連携

別紙6

いじめ防止教育の年間計画

	4月	5月	6月	7月
会議等	◎いじめ未然防止委員会 ・指導方針の研修 ・年間計画確認 ・生徒・保護者向け啓発 ・職員会議、学年会議	◎いじめ未然防止委員会 ・アンケート結果報告 ・指導及び防止の経過 ・職員会議、学年会議	・職員会議、学年会議	◎いじめ未然防止委員会 ・指導及び防止の経過 ・生徒・保護者向け啓発 ・職員会議、学年会議
防止対策	・コミュニケーショントレーニング（1年生） ◎校内研修 ◎教育相談	・いじめアンケート①	・情報モラル講座 点検・見直し	・生徒指導部通信

	8月	9月	10月	11月
会議等	・職員会議、学年会議	◎いじめ未然防止委員会 ・中間報告 ・指導及び防止の経過 ・職員会議、学年会議	・職員会議、学年会議	◎いじめ未然防止委員会 ・アンケート結果報告 ・指導及び防止の経過 ・職員会議、学年会議
防止対策	◎校内研修 ◎教育相談	点検・見直し		・いじめアンケート②

	12月	1月	2月	3月
会議等	◎いじめ未然防止委員会 ・アンケート結果報告 ・指導及び防止の経過 ・職員会議、学年会議	・職員会議、学年会議	・職員会議、学年会議	◎いじめ未然防止委員会 ・年間報告 ・年間計画の反省確認 ・職員会議、学年会議
防止対策	点検・見直し ◎校内研修 ◎教育相談	・生徒指導部通信（3学年）		・生徒指導部通信（1・2学年） 点検・見直し